第六号 南山大学史料室 アルケイア―記録・ 二〇一二年三月 情報 歴史-二五—四七頁

記録が残されないことに関する試論

業務の現場と政治学の視点から

大 庭 弘 継

25

The Ethics of not Leaving Records: An Exploration from the Perspectives of Political Science and Practical Application

OHBA Hirotsugu

archeia: documents, information and history No.6 March, 2012 pp.25-47 Nanzan University Archives

記録が残されないことに関する試論

― 業務の現場と政治学の視点から率力を含れた。 Vこと に 関づる

はじめに

大庭弘継

とと表裏であるとの問題認識のもと、記録を作る側から見て記録が残されない状況を整理するものである。 あるからである。本稿は二〇一一年に施行された公文書管理法を念頭に、記録を保存することは記録を作成するこ 現場を考察した論稿は目立たない。結果として、「記録を残せ、保存せよ」との主張だけが、繰り返されていると では、現実の改善を生み出すとは限らない。つまり、記録作成者たちに届くだけの訴求力を持つ主張だとは言い難 いうことになる。だが、記録が重要であることは、記録作成者たちも認識している。であればこの主張の反芻だけ いだけでなく、あらゆる記録は残されるべきとする極端かつ実効不能な要求を、意図せずして課してしまう恐れが 記録を残すことと、記録を作ることは表裏の関係にある。しかしながら、アーカイブズ論において、 記録の作成

一 記録の必要性

なぜ記録を残す必要があるのだろうか。おそらく多くの歴史家にとってこの問題は悩むまでもない問いであろ 『春秋左氏伝』(または『史記』)で記述されている、君主を暗殺した重臣に抵抗した史官の逸話が象徴的である。 たが、 くなって許した。 史官の大夫が、「崔杼その君を弑す」と直書すると、崔子は大史を殺した。するとその弟が兄のあとをつい で同様に書いた。こうして殺される弟が二人あったが、さらにその弟がまた書いたので、崔子も殺しきれな 記録されたということを聞いて引きかえした。[鎌田 一九七七、一〇五一頁] 南史氏は大史の兄弟が残らず殺されたと聞いて、記録する竹のふだを持って朝廷に出

ものである 命を吹き込むことが、 を今に伝えてくれる。 の重さを見出す者もいよう。つまり、 わゆる「崔杼其の君を弑す」の逸話は、歴史家の記録に賭ける倫理性、「史家の職務の神聖」[内藤 一九七〇] 歴史家の使命である。 歴史学者やアーカイブズに関わる専門家であればこの逸話から「真実を伝える」という職責 記録は後世に残されなければならない。同時に現在に残された過去の記録 記録を残すことは神聖な職務であって、 アプリオリに前提とするべ

を一部に握られ、主体的に判断を下すことができなければ、主権は名前だけのものにすぎなくなる。二〇〇二年に える。主権者として判断を下すための情報、 に現代の民主主義国家に生きている市民にとって、 格言を持ち出すまでもなく、 しかも記録は歴史家だけのものでもない。 記録は今に生きるすべての人々にとって生きて行くための基盤となるものである。 つまり記録が存在しないことには、 温故知新であるとか 様々な記録は、 「愚者は経験に学び賢者は歴史に学ぶ」とい 市民が主権者であるために不可欠なものだとい 主権者たることはできない。 ・った

出

できる。

例えば、

の倫理を考えてみよう。

研

究者は少

ない

0)

ではなかろうか

-稿は、

なぜ記

ない

0) か、

r V

に対する回答の試論であ

Ź

本稿

0 施 根幹を支える国 つある。 行された情報公開法、 その目的 .民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」と宣言する は国民主権を補完することである。 そして、二〇一一年に施行された公文書管理法と、 公文書管理法の第 一条は、「公文書等が、 資料の活用につい て法的な整備 健全な民主 が 主 進 2

役所はなるべく文書を作成しないようになった。 書を捨てるようになった」 主 下すのは短絡的であるが、「記録が残されない」という点に引っ掛かるところを感じる研究者も多いだろう。 は うるものである。 には認識 権 ない」と述べる。さて、 の施 K 録を残 に反するに 行など近年の してはいる。 、し保存することは正しいことであり必要不可欠なことであるとする倫理は確 行 1 ではな 称揚されるべきものでもあろう。 法的 だが、 (V と相反する評価を述べ、官僚Bは、「公文書管理法ではなく、情報公開法の施行によって、 わずか二人の官僚の証言から公文書管理法に代表される文書管理の現状と今後の かと。 な整備による変化を、 なぜ もちろん多くの研究者は、 記録が残されないことがある」 公文書管理法については、 官僚Aは だが、果たして実際に記録は残されるのであろうか。 「大量の文書を移管するようになった一方できちんと文 記録が残されないことがある」という事実 のか、 少なくとも私はほとんど意識 具体的事例を踏まえて、 かに多くの人々に是認され 納得 公文書管 して したこと 評 玉 価 る 民

として曖昧であるとの意見もあろう。 録 保 存 倫 は、 理 が 衝突を引き起こす 録保存の倫理に反して、 医師 般 的 な道徳から判断基準に至るまで幅広い意味を含み、 が だが ゆえに、 具体的 記録が残され 記 医師 録が 事例に即して考えた場合、 保 の倫理は人を病気や怪我から救うことである。 存され な V 状 という問 況を類型化する。 直 多様な使用のされ方をする。 観 的に ŀλ むろん本稿で使用 くつかの具体的な状 だが 分析 Ź 況 抽

医師

ま

記録に人間が奉仕するべきではない。 か 人々の生と死を選別しなくてはならない状況に直面することもある。本稿はこの倫理に限界が存在するという直 追求を制御 た一つの職業であり、 「記録よ残されよ、たとえ業務が遅滞しようとも」もまた論外であろう。 かなる時も妥当するとは限らない。 次の項目で考察を進める。それは、 してい . る。 また人を死そのものから救い出すことはできない。そのうえ、 私利を追求する。 記録が人々に奉仕するべきである。以上を前提として、 過度な私利の追求を阻止するために、法的な制度を整えて、 利益との衝突、 実効性との衝突、 他の倫理との衝突である。 トリアージのように、ときに 過度な私利の ある倫 理

が

文書が存在しないという点で、 研究者 現代の歴史修正主義者によってではなく、 人の絶滅 効な方策が存在する。 の批判である。 13 のか、 記憶の暗殺者たち』[ヴィダル 0) 間 作 13 でも -戦は、 つい この書で批判されているのは現代における記憶の暗殺の試みであるが、 て論を進める。 議論が 利益との ヒトラーによる文書での絶滅命令を残してい それは意図的に記録を残さないことである。 わかれるところではあるが、 衝突 歴史修正主義がホロコーストは無かったとする主張が生まれる状況となる。[永岑 =ナケ 一九九五] まずナチス自身によって行われた。 「正義よなされよ、たとえ世界が滅びるとも」との格言はナンセンスだ 記録が断片的にしか残されていないのが実情である。 は、 ナチズムによる犯罪の隠ぺいを試みる歴史修正主義者 ない。 ナチスの犯罪の隠ぺい、 ヒトラーの直接命令の有無については、 記録が人間に奉仕するべきであって、 ナチスによるホロコースト、 記憶を消し去るのにより有 記憶の暗殺の企ては なぜ記録が残されな 直接 ユダヤ 歴史

スト

は

証

言と状況証

拠によって証明されてきた、と。

110011

年い ス 的 りうるようなすべての証拠は、 録は意図的に残されていない。その結果、 n (Rudolf F. F. Höß) て殺害されたの の栄光 な記録断片や、電話や、電信が残されていたとしても、総数については何の手がかりにもならないはずである」 [へ 絶滅作戦の記録は故意に残されなかった。 一九九九、三九九頁」、と。 わゆ の歴史の る秘密演説におい か、 一章なのである」と語ったことは有名である。 は次のように証言する。 常に推選 て、 測 ヒムラーの命令で焼却され」、「かりに怠慢によって、 の域を超えることができない。 ユダヤ人絶滅を「かつて書かれたことがなく、 果たして何百万人の人々がゲットーやガス室、 「大規模な作戦のあったあとではいつも、 親衛隊長官ハインリッヒ・ヒムラー アウシュヴィッツ収容所長であ そのヒムラーによって、 今後も書かれることがない (Heinrich L. Himmler) あちこちの部署に、 虐殺者数推定の手が 占領地とい ユダヤ人絶滅 ó たル F った場所に 派に関 が ル なお フ・ かりとな 九 す わ 四三 個 れ 别 ス お わ

の消去の アンゼー て意思決定を行った記録と呼ぶには、 例えば、 問題など輻輳するにせよ、 (Wannsee) 残されてい 会議の記録である。 るのは、 ユダヤ人問題の最終的解決を期したとされる一 次のことが言える。 いささか参加者が役不足に思わ だがヴァンゼー会議は、 二〇世紀において最も凄惨な悲劇として語られ 局長級の会合であり、 ħ る。 ナチ 九四二年 スの 意思決定過 月二〇 ドイツ第三帝 H に開 程 0 るホ 国 問 が され 題 国 P 口 [家と コ たヴ

け 九 る虐殺 同 九 様 四 な事 側 年 0 例 ボ ル は スニアのセルビア人勢力による記録は、 ワンダ・ジェノサイドと並んで、 現代にお ſλ ても、 目にすることができる。 国際政治上の大事件として記憶されている。だが、この事件に ほぼ皆無である。 九 九 五年に生起したスレブ 直接、 虐殺を命じた文書も、 レニツァ 記録も残さ 0 殺 は

も明白な文書の証拠を隠匿または破棄したものと確信」した[ヘーガン 二〇一一、三五頁]。検察官たちが苦労し れていない。スレブレニツァの虐殺の立件を目指した旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷の検察官たちは、「もっと て見つけ出 したのは、 燃料の配分や警備の人員の移動を記録した工兵部隊の日誌に関する記録と、 衛星写真を丹念

に分析して位置を特定し、

危険を犯しながら発掘した大量の遺体であった。

ことが重要である。 例である。 る。これら二つの歴史的悲劇は、いわば状況証拠を積み重ねることで事実を明らかにすることができた、という事 この二つの事例に共通するのは、 記録は容易に消去することができ、 つまり歴史上、 記録を消去することによって、消されてきた事実が多く存在していると推定し 意思決定過程が直接的な記録として、 加えて事実を立証するためには、 意図的に残されていないということであ 容易ならざる労力を要するという

に、そうであるからこそ、残されることが意図的に回避される類の資料である。そもそも倫理的に反しているから 多くの歴史学者たちは、こういった「人類の良心に衝撃を与える」悲劇の記録を最も欲するであろう。 利益を擁護するために、 記録を残し得ないのである。 だが

うる。

三 実効性との衝突

務員に対しては、倫理を教育し非倫理的な行為を阻止するためにも記録を残させる必要があるのだ、と。 消去される、 むろん、 前節の事例は、 だからこそ現代の民主国家においては、 多くの歴史家にとって所与の事実と思われているかもしれない。 記録を残していくことが重要である、 と。そして、現代の公 悪意によって、

文縟礼

の弊害を指摘しているが、

その問題を単に文書量が多いということだけで捉えてはならない。

I

]

1

が官僚制の特徴として文書主義を挙げ、

マートン

(Robert King Merton)

が官

僚制

の逆機能とし

その大量の文

ある。 と考える可 杯な状況において、現用業務に関連しない文書を整理保存するという「余計な」仕事にまで労力を割く余裕はない だが、 る要因を考察する。 公務員を擁護することが本節の趣旨ではない。そもそも処理できない仕事を生み出したのは、 月 本節では、 曜 そこにも 能性は 旧の 朝に出勤して金曜の夜に帰宅する、 高 困 処理できない 61 難がある。というのも、すでに多くの官僚が処理能力を大きく上回る仕事を抱えているからで つまり実効性の問題に焦点をあてる。 逆に、必要に迫られるまで、文書を破棄せず、どこかに放置するという状況も生じるだろう。 仕事量、 本稿の問題関心にそくしていえば、 残業代はほとんど付かず、目の前の業務を処理することで精 記録が残されない状況を生み出して 官僚制度そのもの

1 文書の形式

は、 役人ではなく、 件から物語が始まる。 した一九二七年の片岡直温蔵相の答弁を真似て、 役所を舞台としたある小説で描き出された状況は典型的である てい 公文書作成は、一般的な文書作成と大きく異なり、 すべからく る。 よって犯人は役所内にいる部外者である、 明 部外者の犯行であった。どうやってそれを見抜いたのか。 朝体」 その答弁書差し替えの犯人を探 で作成されなければならない。 金融危機を誘発する内容に大臣の答弁書が書き換えられてい し出すの 細かな規制が存在する。その一つに文書の形式が存在する。 しかし犯人が偽造した公文書は「ゴシック体」で作成 がこの物語の基軸をなすのだが、 榊 一九九八]。その小説は、 それは答弁書のフォントである。 金融恐慌を引き起こ 最終的には 公文書 犯 たま

書を作成する手続きそのものが煩雑なのである。例えば、役所で使用される用語もまた、 かつては、 できるからである。 くの公務員が所蔵していることと思われる。というのも、この 内閣官房総務課が監修していた『公用文用字用語例集』[ぎょうせい公用文研究会、二〇一〇]は、 例えば、「故に」は、公文書では「ゆえに」と記載されなくてはならない。 『例集』に規定されている文字こそが公用文に使用 詳細に規定されている。

しない事柄かもしれない。だが文書を起案する段階において、 の原議として不備なのである。 多くの研究者は、 フォントやサイズ、余白の大きさなど、 例えば古文書学などの一部の研究者を除 細々とした規定をクリアしなければ、そもそも公文 13 ては、

2 稟議

意思決定過程を明らかにすることが公文書管理法の目的の一つである。

しかし、

日本の意思決定過程は判然とし

ない。意思決定過程を残そうとしても、残すことが困難なシステムとなっている。 わゆる稟議制は官僚制の特徴である。この稟議制は、どう運用されているのか。 私の在職中、 しばしば稟議

人に文書を持って回るという形式を取る。 つまり合議、 決裁、 文書審査に至る文書処理過程は、 むろん、文書が重要になればなるほど、合議にまわる人は、 スタンプラリーとも称されていた。 起案者が合議権者一人一

ぞれ赤字で文書に訂正や解釈を書き込む。 裁者として五○人の合議を経た文書であった。さて、数十人の合議を経るとはどういう状況か。 五○人にもなる。筆者が持って回った最大の人数は三○人であり、筆者が目にした最大の人数は、 文書の余白は限られている。その文書を起案者は、度々、清書し直して、 合議 海上幕僚長を決 権者が、 それ

次の合議権者に持ち回る。すでに署名もしくは押印してある合議欄の「かがみ」はそのままに、原議本文のみを差

文書が作成されているとは断言しがたい。あくまで私の経験に基づく私の見解であって、 ことはできるのだろうか。 ただ一人である。だが、数十人をまわり、 さてこの状況において、 少なくとも、 合議権者による修正を含めて、 私は自信がなかっ 文書の打ち直しに追われる起案者は、 た。 意思決定過程を正確に把握しうる人間は、 個 人的見解として、常に、 意思決定過程をきちんと把握する すべての公文書作成過程 すべての合議を踏まえて 文書 0 起

し替えて次の合議

権者に持

ち回

3 保管場所の不備

に敷衍できるとは考えないが、

おそらく同じ認識と経験を持つ公務員は存在するであろう。

する文書は、 ħ つでも使用できる状況を整えていた。 私が今まで勤務した部署におい てい 整理 棚におかれている。 て、 私は、 それら文書は、 自身の業務卓周辺は、 自分自身が業務で使用する文書について、コピーし、ファイリングし、 部署ごとに管理されるものとして、 自身の業務文書が占有している。その他共通で使用 部署の判断で処分が

航 年 か 画 わ K 間 海 だでの これらの文書に は お 長 地方総監部で保管することとなってい 保管するスペースが存在しないのである。 0 て管理することが望ましいことは、 誤破棄事件で注目された航泊日誌を取り上げよう。 私室」 つい で私は管理していた。 て保管場所 が 汪倒的 正 確に に足りない。 る。 在任中自覚してい 述べ 規則によれば航泊日誌は、 しかし総監部へ移管することはできなかった。 れば艦艇に たとえば、 艦によって違 たし、 おいて私区画は存在しない。 海上自 多くの W 衛隊のインド洋派 が航海長も同意するところであろう。 はあろうが、公文書である航 年間は当該艦艇に保存し、 しかし、より公的 遣に関連 移管につい その後三 泊 補 て、 H 総

役以来、 監部 ていた。 に相談したところ、 正 十数年になる艦の航泊日誌は移管されることも破棄されることもなく、 直にい ・えば、 保管場所がないとのことで断られたこともあった。また破棄についても行わなかった。 記録の重要さに躊躇し、 捨てる勇気がなかった。 物理的に保管場所がなく、 そのまま航海長の私室に保管され かつ破棄もし

ないのであれば、 では、 どのような場合に破棄されるのか。 保管されている文書は、 増えていく一方である。 私自身は文書の大量破棄に直接関わったことはない。 しか

してい における公文書の保管状況を調査した小松芳郎は、 文書の大量破棄について、 市町村合併を背景に次のように分析 松本市

量すぎるということと、 棄の原因になっている。 合併後に多くの文書が失われたことが多かったのである。 それらを保存しておく場所が十分に確保されない場合は、 また、 保存場所が何回かかわるたびにも、 合併時というより、 文書が大量に廃棄されてきた。文書が 旧役場庁舎の移転と改築が 廃棄することが一番の解 大

決策ということになる。整理して廃棄することもまた、重要な仕事のひとつであるからである。その意味で。 のこしておく場所の有無と確保はたいへん大きな問題である。[小松 二〇〇六、四五頁]

つまり、 廃棄されてきたと論じている。 捨てる勇気がなかった文書、 毎日膨大な量の文書が生み出される中で、 倉庫の肥やしとなっていた多くの文書は、 効率よく文書を管理する 物理的保管スペ の問 0) 題 は

的 所におい 空間 近年の公文書管理 の確保は、 て文書を保管しなくてはいけない。そしてそのための物理的スペ まったく異なる問題である。スペースが限られる中で、 0 進展によりきちんと移管されるようになった、 との話も聞 単に管理せよ保管せよと主張することは ースは限られ くが、 てい 移管されるまでの る。 法律の成 間 立と物 は、 役

1 ・スに 題であ 本や書類を山 ń 業務を阻害する。 積みにしながらの業務が非効率であることは、 それでも、 保管せよと主張する研究者もいるかもしれない。 説明するまでもないことであろう。 だが、 限 られたス むろん

几 他 の倫理との 衝 突

そういった状況は、

行政の姿として望ましくない

が たが、 復 プリンをまたい 味 帰 近年では、 .; わ 問 .題であっ 権にとっ すでに西側諸 未解決の った苦難を取り除くことが不可能にしても、 沖縄返還をめぐる核密約の て、 た。 重い課題を残していた。それは、 で耳目を集めた。一九六〇年代末、 倫理 沖縄戦で数十万殺された沖縄県民は、 国でGNP第二位を成 的 な課題であったと言える。 問題が、 し遂げた日本にとって、 政治学や歴史学、 それを和らげるための本土復帰達成は急務であった。 戦後の 九四五年以来、 その数十万を殺したアメリカの占領下にい 廃墟から高度経済成長をなし、 アー 沖縄を本土に復帰させ、 アメリカの占領下におかれ カイブズ論、 倫理学とい 復興を遂げ 数十年に たままの った様 た日 わ まだお た 沖 々なデ 時の佐 縄 本で つ か 0) 沖 本 1 れ 縄 土 7

リアリ だが Ź 沖縄は、 1 0 視点からであるが、 T メリ ź 0 極東戦略にとって重要な拠点である。 ア メリカ のコミットメントの低下を招く事態は回避する必要が 日本、 韓国、 台湾などの諸国 からみて、 あ

Kissinger)と交渉したのが、 と粘り強い交渉の上、 0 難 問 題を、 沖 H 本 :縄 から 京都産業大学教授の若泉敬であった。 · 側 0) の核兵器撤去にこぎつける。 担 当者、 「総理 の密使」として、 だが、 若泉は、 米大統領 それは有事に際しては、 被爆国としての反核感情に留意し、 補 佐官キッシ ン ヤ が 沖縄 米

ア

X

ij

力

を持ち込めるとの、 最終的にはニクソン大統領との密約に署名した。 密約を結んだ上での妥結であった。 佐藤首相は、 密約という形式に不満を示したこともあった

さてこの核密約であるが、 外務省はその存在を否定し続け、 一九 九四年に若泉がその著 最終的には二〇〇九年に佐藤首相の自宅の執務机で発見されるまで、 『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』[若泉 九 九四 で存

在

て私利を得ることなく、 問題は、 民主主義に対する背信ともいうべき密約を結んだ倫理感である。 後に隠棲生活に入った若泉はどう考えていたか。 秘密外交に対する世 密約交渉の当事者であり、 論 0 憤激を契機 密約に ょ

在を否定されてい

たことは周知の通りである。

み出された学問である国際政治学の研究者である若泉は、この密約をどう考えていたのだろうか。

その思い

は

他

策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」という一文に集約されている。そもそもは、 持ち込みを容認せざるをえないと考えた若泉の思い 少なくとも平時における沖縄からの核撤去を確約させた上で、 の受諾に関して述べた一文である。 政治とは選択であり、妥協である。 は、 まさしく「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」 アメリカ側が譲れない 沖縄県民の、日本人の悲願を叶えるために、 陸奥宗光が『蹇々録』に残した三国干渉 最後の一線、 であったのだろ 有事における核

quid pro quo という日本の基本的条件下で祖国に帰ってくることはないのだ。このことが、 日本及び日 本国民の民族的要求を確実に実現するため、 (代償) なのである。 これなくしては、日本の固有の領土沖縄とそこに住む百万同胞は、「 この一片の文書は支払わなければならない いま日本政府が直 面 している 最 小

若泉はその判断を次のように述べる。

不可 避の 現実なのだ。 [若泉一九九四、四一六頁]

普遍的な倫理が存在するかもしれないが、 現実に複数の倫理が衝突している以上、政治は最小公倍数の選択を下

さなくてはならない。 できない事実であるし、 密約に関して、 今後もこういった形での政治的選択や決断がなされる可能性があることも否定できないだ 批判は数多くあろうが、 若泉なりの倫理的 な選択であったことは誰 にも否定

ろう。

だ、と。だが、 が締結した「約束」が数十年間見つからず、二〇〇九年に佐藤首相の執務机から発見されたとはどういうことな その上で、 アーキビストの関心は、 この 「処置」 もまた、 佐藤の倫理的な苦渋の選択ゆえとみることができる。 密約という形式ではなく、 密約文書の保管にあることと推察する。 玉 [家首

一絶対に外部に出さず、 佐藤自身は 「核について、 他の誰にも話さず、 特別の取り決めとか、 ホワイトハウスと首相官邸の奥深くに一通づつ、 協定、 条約などは一切結びたくない」という心情であったが 極秘に保管する」と

いう若泉の主張に押され、 九九四、三九七頁]。 最後には「破ったってい いんだ。 切、 言わん」と覚悟を決め、 密約に署名した [若泉

あれはちゃんと処置したよ」と佐藤は答えている [若泉 一九九四、五八四頁]。その「処置」とは、 密約原

「あの取扱いだけはくれぐれも注意してください」という若泉の

問

に対

では、密約原文はどう「処置」したか。

を自身の 執 務机に保管し、 退任とともに机ごと持ち帰ることであったこと。

さないという手段もある。 密約について、ぞんざいな扱いをしたといいうるかもしれない。 佐藤は密約の効力について否定的な見解をたびたび述べてい る。 責任を後任

だが残さないことによって、

決まる。[若泉 君、 藤以降を拘束するといっても、 一九九四、三八三頁 それは書いたものでは決まらんよ。 日本に対するアメリ 'n 0 力関

それなら、 ポスト・ ニクソンはどうする んだ。 P メ ij カとの 力関係で決まるんで、 向こうがや ħ ば (V

(V んだよ。そんな大変な緊急事態になれば、 事前通告で押し切ればいい。 仕方ないではない か。 [若泉

避するために密約を執務机に入れたまま、 分に考えうる出来事である。 ろうか。むろん、 ない。だが、 切ることも可能だろう。 本的 アメリカの独断でやってもらいたい、というのが佐藤の心情である。 密約の現物が存在することは、心理的な負担を後任者に残すことになる。 佐藤は「密約」を単なる紙切れにしたいと考えていたのではないか。 佐藤自身は、 だからこそ、 つまり首相個人の責任として処理するため、 密約の保管について、 日本側が内諾しているという証拠は残したくないし、 退任とともに自宅へと持ち帰ったのだ、との推測は根拠がないことであ なんら個人的見解を残してはいない。 実際、 他の倫理との衝突ゆえに、 必要な場合、 有事の核持ち込みが必要なら 後任者を束縛することを回 後任者を束縛したくも だが以上の推察は、 アメリカは力で押し 記録を明確

充

観点から考えた場合、 核密約の事例を倫理の衝突として例示されても納得できない研究者も多いかもしれない。 どう結論づけるであろうか では次の事例を倫理 0

九九四年にルワンダで生じたジェノサイドは、

約三カ月で八○万人の人々がナタや斧といった原始的な武器に

残さないということが充分に考えられる。

よって、 ンダに国連のPKO部隊が展開していたことにある。 凄惨に虐殺された悲劇であった。この悲劇が、 ほとんど何もできなかった。 つまり国際社会はPKOをつうじて、 より深刻であるのは、 このジェノサイドが生じて ジェノサイドを目 たル ŋ

たりにしたにもかかわらず、

保護下で約二万人の人々を保護することもできた。だが、美談として語り継ぐには、 八〇万人が殺される状況において、 わずか四〇〇名足らずではできることが限られている。その一方で国連 現場レベルだけ見ても数多く

命を犠牲にすることがあってはならない

0 の反省点が存在する。 である U N A M Ι Ŕ その一つに記録と報告をめぐる問題が存在する。 国 国連ル ワンダ支援団) の司令官であったダレ ール その当時ルワンダに展開してい (Roméo A. Dallaire) 退役中 た国 将 は 連 P K 次 0

ように回

[顧する

b 集めたり自分たちのプレゼンス U するという認識がそこには存在する。[Dallaire 2000, p.46] ŋ Ñ 計 А 画 Μ や報告に傾注するのを幾度となく目撃した。 Ι R お V て、 様 々な国々から派遣され [筆者注: 武力を含む実力行使を含意」で状況を統御するより てい 事件が生じたなら、 る士官たちが、 砲撃が始まると同 指揮系統の上位者に速 .诗 Ü É 情 やか 報 を自 ĸ 屋にこ 一分で

屯地のすぐ外では、

数多くの人々が惨殺されつつある。

しかしUN

A M

Ι R

0

士官たちは、

上

位

者に

報

告する

U NNやその他のメディアが果たしてくれる、と述べる。 ため 告に熱を入れるのは、 Ñ むろん、 Α の記録作成に没頭している。 М Ι R 事態対応 おける意思決定過程が記録されるわけではない。 0 本来の任務をないがしろにしてい 記録が必要ないといっているわけではない。 なんとも醜悪なカリカチュアではないだろうか。 大まかな情勢の報告についてはそれで可能となるだろうが る。 しかし、 ダ ر ا 記録のために任務を、ましてや人々 ルル は、 上級司 事態に対処するのではなく、 令部 へ の 報 告の代

はなく、 は、必要に応じて作成される。 の意見もあるかもしれない。 もちろ 文書の保存に全力を傾注する事態も想定しうる。 んジェ ノサ イド は 極端な事 だが、 だがあらゆる場面で記録を残そうとすることは不都合を生じる場合がある。 例であり 公文書管理が ŋ 平時 極端に主張され規制が細かくなれば、 の公文書管理 行政の任務は、 の経験として生かすには、 まずは行政事務の遂行にある。 現状 の行 か け離 政 機 れ 構は、 すぎて 行 政記録 実務で ると

よって、

ル な記録とその優先順位もまた定めておくことが重要であると考える。 「ワンダの事例のように本末転倒の事態を避けることが必要であろう。 記録を残すべきとの教育だけでなく、

おわりに

応 対する政府の対処は記録に残されていなかったからである。二〇一二年一月二五日の朝日新聞朝刊は ろう。というのも、事故調査委員会によって現在進行形で検証がなされている最中であるが、この未曾有の災害に 他の倫理との衝突である。 の議事録なし 記録保存を考えるうえで、東日本大震災そして福島の原発事故の記録を巡る問題は、 本稿は、記録保存の倫理が万能の原則ではないことを三つの衝突から説明した。利益との衝突、実効性との衝突、 政府対策本部、認識後も放置」として次のように報じた。 むろん衝突が生じることと、記録を残さないことを正当化することは大きく異なる。 様々な示唆に富む事例であ 原発事故

りが 全・保安院が会議の議事録を残していないことがわかった。 つかない」と放置していた。 原発事故を受けて政府がつくった原子力災害対策本部で、事務局の経済産業省原子力安 事故対応を決める重要な会議にもかかわらず、 昨年5月に議事録の不備がわかったのに 何が話し合われたかを検証

ある。だが、 この点も含めて、 ICレコーダーやHDカメラなどの機器を用いて、 切羽詰まった状況において、 大統領記録法が整備され、大統領の意思決定の記録が保存されている米国に比べて、日本の 事故対応ではなく、文書の記録を残すことに集中することは本末転倒で 記録を残すことは可能であったのではないか。

もちろん、

できないおそれがある。

東京電力福島第一

記 での議論に行きつけない 一般保存は著しく立ち遅れているのが現状である ほど諸外国に比して著しく、 [廣瀬 二〇〇九]。むろん日本の文書保存を巡る現状が、そこま 人的面からも不足しているのは周 知のとおりである

る。 されていることにも留意しなくてはならない。 務システムの一 れる現場からアーカイブズに保存されるまでの一連の過程を、これまで以上に、 蓄積する。結果として、必要な文書が残されない、もしくは意図的に作られなくなるといった逆説すら起こりうる アーカイブズに保管させるということそのものが、行政の業務を大きく変える要因となっているという意味でもあ よって、 記録を残すことと、 アーカイブズの存在を眺めてみる必要もあるだろう。なぜなら、 文書管理の厳格な導入は、新たな制度の創造であるが、従来の慣行や価値観を含めた古い制度もまた同 現状は 翼を担っているのであるから。それは、業務文書が最後に行きつく場所という意味だけではなく、 はまず、 記録を作ることは表裏の関係にある。 記録を移管させる体制の確立に主眼が置かれている。 制度全体から考えていかない限り、 記録が保存される体制を構築するには、 アーカイブズもまた、 だが時には、 業務の現場に即して洗練させて 制度内のエントロピーは増大し 行政をはじめとした業 その現 状 文書が作成さ から一 歩 .様に n

註

くことが求められ

る

の実務経験に基づく記述は、筆者の自衛官時代の経験に基づて八年ほど勤務し、二〇〇六年に一等海尉で退官した。本稿(1) 筆者は、一九九八年に海上自衛隊に入隊し、艦艇幹部とし

う分野である。国連や各国の公文書を研究資料とはしていてしれない。また筆者の専門は、国際政治学の人道的介入といいており、すべての公務員に妥当する経験とは言えないかも

されないのか、という点についての論稿も、管見の限り見当 いて実務経験に基づく論稿は数が少ない。またなぜ記録が残 っているわけではない。しかしながら、アーカイブズ論にお 公文書館等を利用して、記録を「発見」しての研究を行

るのは、

過ぎなくなる。密約を盾に、相手方に対して不履行を訴え

困難である。例えば、民法においても、

密約を訴 自ら

Ŕ

2 ある。 たらない。よって、あえて本稿を試論として執筆した次第で 本証言は、二〇一二年一月某日に東京にて実施したインタ

ビューに基づく。

策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』出版に際して、その根拠と その若泉敬の資料に対する対応が興味深い。若泉は、『他

なる史料をすべて編集者に託した [森田 二〇一一、一三九 5

4 きがなければ、 二〇一〇、三五七頁]。 切の資料を、若泉は晩年にすべて焼却したのである「後藤 頁」。その一方で、若泉自身の記録、 表同士の取り決めであったとしても、国家による批准手続 密約の効力はそれほど大きくないと考えられる。 法的拘束力を持たない。いわば紳士協定に 蔵書、手紙、その他一 国の代 それを活用することになったという「実績」もある。

とになる。実際佐藤自身「書いて署名したところで、それ は相互信頼がなければどうしようもない」と述べている[若 は双方が守ることに利益がある場合のみ、効力を有するこ の不明と不当を暴露することにもなり、利益がない。 一九九四、三八七頁」。

え出て、不利益を蒙った側が原状回復を訴えるのは、 に反する取り決めは効力を持たないとされるが、

でもないだろう。これら多様な手段をいついかなる場面で活 の対応を記録するため、 現代における記録手段の多様化は、 あらためて指摘するま

ていた。不幸なことに、 用していくのか、検討が必要である。参考に筆者の経験を述 る。海上自衛隊の艦艇においては、衝突事故等の不測事態 某艦航海長としての私の前任者は 艦橋にテープレコーダーを装備し

内藤湖

南

〔参考文献〕

青山英幸『アーカイブズとアーカイバ ル・ サイエンス―歴史的背景と課題』 岩田 書院、 100 四

Р ・ヴィダル=ナケ 『記憶の暗殺者たち』(石田靖夫訳)人文書院、一九九 五

鎌 田 正 春秋左氏伝 \equiv 新釈漢文大系32、 明治書院、 一九七七年

ぎょうせい公用文研究会編 『最新公用文用字用語例集:改定常用漢字対応』ぎょうせい、二〇一〇年

後藤乾一

『「沖縄核密約」を背負って― 若泉敬の生涯』

岩波書店、二〇一〇年

小松芳郎 公文書史料学への視座』、中京大学社会科学研究所、二〇〇六年 「平成の市町村合併と公文書保存 ・国への要請と国からの要請をうけて」、 台湾史研究部会編 『現代の

榊東行『三本の矢』上下、早川書房、一九九八年

瀬 畑源 『公文書をつかう―公文書管理制度と歴史研究』青弓社、二〇一一 年

高 山 Œ 世 「時を貫く記録の保存―日本の公文書館と公文書管理法制」、 全史料協近畿部会編 『時を貫く記録 の保存

---日本の公文書館と公文書管理法』岩田書院、二〇一一年

「支那に於ける史の起源」、『内藤湖南全集 第七巻』

筑摩書!

房

九七〇年

永岑三千 輝 ホロ 7 ストの力学 独ソ連・世界大戦 ・総力戦の弁証法』 青木書店、 二〇〇三年

廣瀬淳子「大統領記 録 の公開 ―大統領記録法とオバマ政権の大統領記録に関する大統領令―」、 「外国 0 立

ン・ヘーガン『戦争犯罪を裁く―ハーグ国際戦犯法廷の挑戦』二四〇号、国立国会図書館、二〇〇九年

(本間さおり訳、坪内淳監修)

下、NHKブックス、

ジ

彐

45

ルドルフ・ヘス『アウシュヴィッツ収容所』(片岡啓治訳)、講談社、一九九九年

若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』文藝春秋、一九九四年森田吉彦『評伝 若泉敬 ―愛国の密使』文藝春秋、二〇一一年

Dallaire, R.A. (2000) "Command Experiences in Rwanda", The Human in Command Exploring the Modern Military Experience,

Kluwer Academic Pub

The Ethics of not Leaving Records : An Exploration from the Perspectives of Political Science and Practical Application

OHBA Hirotsugu

Abstract

This paper gives possible answers to the questions of whether it may be permissible to not leave records in spite of the ethics requiring record-keeping. This Paper presents three reasons for not leaving records, I present these as three types of clashes that can result from the application of the ethics requiring record keeping: clashes over interests, clashes in regard to effectiveness, clashes in regard to other ethics.

In summary, there may be situations in which the ethics of record-keeping should not be applied.